重要事項説明書

1　法人の概要

名称	医療法人　徳洲会
代表者	理事長　東上　震一
所在地	大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1－1200号
電話番号	06－6346－2888

2　事業所の概要

事業所名	医療法人　徳洲会　居宅介護支援事業所　かまくらしるばーほーむ	
開設日	令和4年9月1日	
所在地	神奈川県鎌倉市雪ノ下1－10－1	
提供サービス	居宅介護支援事業	
介護保険事業所番号	1472103629	
管理者	清水　　啓	
電話番号・FAX番号	TEL　0467－61－4005	FAX　0467－22－0014
サービス提供地域	鎌倉市、逗子市、横浜市栄区、横須賀市	
併設サービス	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション	

3　職員体制

職　　種	人　員
管理者(常勤兼務・主任介護支援専門員と兼務)	1名
介護支援専門員(非常勤専従・通所リハビリと兼務)	1名
事務職員（兼務）	1名

4　営業時間

平日　9:00～17:00

（注)休日は、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/31～1/3)

5 サービスの概要

当該事業の目的達成に必要な情報提供を公正中立に行い、ご契約者とそのご家族の意見の尊重を前提に、医療保険サービス並びに福祉サービス等の社会資源を最大限活用します。各事業所及び関係機関との連携をもとに、効果的な居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、ご契約者とそのご家族の同意を得た後、目的達成のための手続き及び連絡調整を行います。なお、ご契約者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご契約者またはそのご家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや、その事業所の選定理由について説明を求めることができます。
ケアプラン作成後においても、1か月に1回以上の訪問を行うことによって、ご契約者の状況を確認し、各事業所のサービス実施状況についても把握を行うものとし、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

6 居宅介護支援の提供方法、内容

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。
・居宅サービス計画の作成・変更についての内容は次の通りとする。
1，利用者宅への訪問（訪問→アセスメント）
2，居宅サービス計画原案の作成
3，サービス担当者会議の開催
4，利用者への居宅サービス計画原案の説明、同意
5，居宅サービス計画の交付
6，利用者宅への訪問
7，モニタリング
8，変更の必要性についてのサービス担当者会議開催

7 サービス利用料及び利用者負担金

①令和8年6月1日より介護職員の賃金改善等を目的として介護職員等処遇改善加算を算定することになりました。居宅介護支援は、法定代理受領サービスであるため、利用者の自己負担は発生せず、全額

②介護支援専門員が、実施地域を越えて行なう居宅介護支援に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する。

8　当事業所のサービス方針、従業者の研修
・高齢者とその家族の信頼を得るべく誠実に対応します。
・お客様のご相談、ご質問には迅速に対処します。
・常に従業員の資質の向上と教育に主眼を置き、サービスに従事します。
(1)事業所は介護支援専門員の質的向上を図るために研修の機会を次の通り定めるものとし、業務体制を整備する。1. 採用時研修　2. 継続研修
この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

9 介護サービス第三者評価の実施状況
実施の有無　：　無

10　事故発生時等における対応方法
介護支援専門員等は、サービス提供中に利用者の病状の急変、事故等の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、利用者家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、自らが起こした事故、個人情報漏洩、FAX誤送信等が発生した場合は、必要に応じて損害賠償等の対応を行なう。

11　守秘義務及び秘密の保持
・従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
・従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、従業者でなくなった後においても、これらを保持します。

12 身体拘束について
原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合、その様態及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を主治医に確認し経過記録に記録します。

13 高齢者虐待について
「高齢者虐待防止法」の規定に従い、利用者の尊厳の保持・人格の尊重の達成に向けて虐待の防止に関する措置(虐待防止対策を検討する委員会の設置、虐待防止のための指針作成、虐待防止に向けた研修の実施、担当者を置く)を講じ、養護者による虐待を発見した場合は各市町村等へ通報する。

14 業務継続計画の策定
当事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する介護保険サービス等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

15 ハラスメントの防止
職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じるものとする。
(1)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の2第1項 の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
(2)サービス提供に当たっては、別紙に掲げる「カスタマーハラスメントに対する行動指針」に基づき対応を致します。
(3)上記に掲げるハラスメントが発生しないように、下記についてご理解をいただけるようにお願いします
①事業所が行なうサービスの範囲
②職員に対する金品の心づけのお断り
③サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合、事業所の相談担当者へご連絡を頂く
④職員へのハラスメントを行なわないこと

ハラスメントに関する責任者：管理者　清水　啓

16 各サービスの利用状況
当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

17　相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次のとおり対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号	0467－61－4005
	FAX番号	0467－22－0014
	氏名	清水　　啓　・　浅野　正義
	対応時間	(平日)9:00～17:00

公的機関においても、苦情申出等ができます。

鎌倉市 介護保険課	電話番号	0467－61−3950
	FAX番号	0467－23－7505
	住　所	鎌倉市御成町18－10
	対応時間	平日8:30～17:15

逗子市 高齢介護課高齢福祉係	電話番号	046－873－1111　(内線248)
	FAX番号	046－873－4520
	住　所	逗子市逗子5－12－16
	対応時間	平日9:00～17:00

横浜市栄区 高齢・障害支援課	電話番号	045－894－8547
	FAX番号	045－893－3083
	住　所	栄区桂町303－19
	対応時間	平日9:00～17:00

横須賀市 福祉部介護保険課	電話番号	046－822－8253
	FAX番号	046－827－8845
	住　所	横須賀市小川町11番地　分館2階
	対応時間	平日9:00～17:00

神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号　　045－329－3442
	(月～金)8:30～17:15

附則

令和8年10月1日から施行する。

令和8年6月1日から施行する。

令和7年11月1日から施行する。

令和7年6月24日から施行する。

令和4年9月1日から施行する。